

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 事 項 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係官 庁
050030	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできません。また、違反者には刑罰が科されます。	「電子申請時代の代書屋」として、代書を業とする士業制度の効率的な運用を図るために、本要望を提出いたします。	現在、士業といわれる資格業者は、もともと江戸時代に文字の書けない市民のため「代わりに上申書などを書く代書」がその起源であると言われています。そして、現代においてはパソコンとインターネットの普及が進み、これまで「紙」で行われてきた申請が、「電子申請」に形を変えてきています。ところが、それを担う士業制度は、ここ数十年変化せず、「登記制度は司法書士のみが行える」という制度そのまま放置されてきました。しかし、実際に司法書士自身がどれだけ電子申請に関与しているのかといえば、その割合は低く、また、実際に申請を行っている司法書士事務所でも、パソコンを駆使しているのは事務所の若手の職員であり、高齢の司法書士本人は電子申請について全くタッチしていないというのが現状です。もちろん、これから起業する方にとても、多様な相談先を確保していく事が、「起業しやすい社会」の実現には必要不可欠です。	C	I	行政書士は、定款や議事録を作成することを業としているが、これらの書類の作成には、法的判断は含まれない。一方、商業・法人の登記の申請は、単に議事録や定款に記載されている記録を登記申請書に転記するだけのものではなく、商業・法人の登記の申請を代理しようとする者には、当該登記申請が、会社法等に照らし、適正な内容となっているかどうかの法的判断を行うことも伴うことから、会社法等の民事実体法はどうより、商業登記法や商業登記規則等の子規法令に関する知識が必要であり、高度な専門性が求められる。よって、行政書士が定款や議事録を作成しているという実績をもって、商業・法人登記の申請手続の代理を業として行える能力も備えていることと同様にすることはできない。行政書士が商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者であると認められない以上、登記の申請の手段がオンライン申請であるか否かにかかわらず、行政書士が当該手続の代理を業務とすることは相当ではない。なお、提案者は、法務局の窓口において、一般国民用に登記申請書の雛形を設置してあることをもって、商業・法人登記は容易なものであり、高度な専門的知識に必要としないという趣旨の提案理由を述べているが、そもそも登記の申請は、本人申請を妨げるものではなく、法務局の窓口等で申請書の雛形を用意しているのは、本人申請を考えている 국민に対するサービスであって、商業・法人登記の申請が安易であることを意味しているものではない。また、提案者は、オンライン申請の場合に限って商業・法人登記申請の行政書士への開放を求めており、オンライン申請に限定している趣旨が定かでないが、その趣旨が、司法書士のオンライン申請の利用者の割合が少なく、行政書士が参入することで登記申請におけるオンライン利用が促進されるということを意味しているのであれば、平成21年の商業・法人登記のオンライン申請件数が、対前年比で24.1%増加しており、その原因は、司法書士が日ごろから登記の申請に当たり、オンライン申請を利用していることにほかならず、その急激な増加率から考えても、登記申請におけるオンラインの利用促進は図られていると言え、司法書士のオンライン申請の利用者の割合が少ないと言うことはできない。よって、オンライン申請に限定して行政書士に商業・法人登記を開放することも相当ではないものと考える。	0004010	個人	滋賀県	法務省	